



平成24年8月8日

住宅局建築指導課

## 非一級建築士による一級建築士詐称について

今般、東京都において、偽造の免許証の写し等により一級建築士になりすまして業務を行っていた事案が判明しました。

今後、当該者が関与した建築物の安全性の検証を東京都などの特定行政庁を通じて進めてまいります。

(別紙)

## 一級建築士になりすました事案について

鈴木 均 (昭和24年6月5日生まれ)

二級建築士 (東京都知事登録第35042号)

### ① 発覚の経緯

平成23年12月に墨田区が、同区に提出された許可申請書に記載されていた設計者の氏名を建築行政共用データベースシステムで確認したところ、一級建築士として見当たらなかった。また、建築士事務所登録についても見当たらなかった。

### ② 一級建築士免許偽造等の事実

- (1) 鈴木氏は、一級建築士の資格を有していないにもかかわらず、偽造した本人名義の一級建築士免許証を添付して、建築確認申請書を提出していた。
- (2) 二級建築士事務所鈴木建築事務所 (東京都知事登録第9828号) の開設者かつ管理建築士の鈴木氏は、当該事務所の登録有効期限内に更新手続きを行わなかったため、平成21年4月17日に登録が抹消されたにもかかわらず、他人の求めに応じ、報酬を得て、設計等の業務を行っていた。

### ③ 今後の対応等

東京都及び関係特定行政庁に対し、当該建築物を含め、鈴木氏が関与した建築物の特定及び実態把握並びにそれらの安全性の確認を要請した。

※ なお、氏名及び生年月日は、二級建築士の登録事項により確認したものである。同姓同名者がいることが確認されているが、当該同姓同名者は生年月日が異なっており、別人と判断される。